

■ 展示物

① 東日本大震災、南海トラフ地震、高速道路等の役割を紹介するパネル（例）

■ 南海トラフ地震

きよ だい じ しん つ なみ

巨大な地震・津波

巨大な地震・津波が発生。さらに通行不可能となる道路が多数発生し、生活に大きな影響を与えることが想定されます。

● 地表震度分布

● 津波の最大値と1mの津波到達時間

● 道路の閉塞率

建物倒壊や津波浸水等により、幅員の狭い道路を中心に道路が閉塞し、通行支障が発生する割合

国土交通省 四国地方整備局

■ 四国8の字ネットワーク

信頼性の高いネットワークの確保

～南海トラフ地震に備えて緊急避難路の整備～

津波が押し寄せる地域の道路に、避難階段や避難路の設置を進めています。災害発生時に緊急車両や災害復旧車両などの出入りができるよう緊急連絡路の設置も進めています。

宇和島道に設けられた緊急避難階段

徳島自動車道に設けられた津波一時避難場所

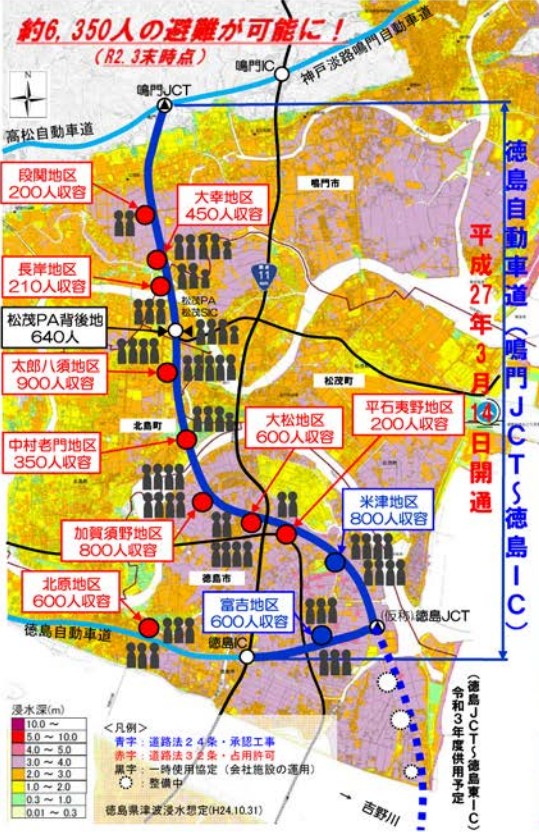
高知東部自動車道に設けられた緊急避難路

高知東部自動車道に設けられた緊急連絡路

自動車進入開始の様子

国土交通省 四国地方整備局

高速道路区域への津波避難場所設置に向けた取り組み 【徳島県】



沿岸部の市町には、「津波避難困難地域」が多数存在

本県では、東日本大震災以前より、高速道路のり面が津波避難場所として有効であると着目し、機会ある毎に政策提言を実施

H23.5 【政策提言】
「津波避難場所を占用許可施設」として道路法施行令に明記すること

H23.8 提言を具現化する独自の取り組み

H25.4 道路法施行令の改正が実現

高速道路ネットワークを「賢く使う」!

H26.2 この取り組みをさらに加速

効果

- 住民の安全・安心
- 津波避難困難地域の解消

- 津波避難場所設置に伴う費用負担軽減

約6,350人の津波避難場所を確保

北原工区津波避難場所(R1.6.23現地説明会)

「助かる命を助ける」という理念

- ◆ 道路が持つ付加価値
- ◆ 地域防災力の向上!
- ◆ 道路はつながってこそ効果を発揮
- ◆ 本線の整備促進を!!

②熊本地震における TEC-FORCE および TEC-徳島の活動状況を紹介するパネル（例）

TEC-FORCE パネル

道路の早期復旧へ 国土交通省 四国地方整備局

被災状況を調査

支えに！



県道28号線の被災状況調査
2016.4.20撮影

4月16日より5月9日までの期間、TEC-FORCE(テックフォース)道路班として合計32名の職員を現地に派遣、早期応急復旧に向け、熊本県阿蘇郡南阿蘇村等において、国道57号の大規模道路崩壊箇所等の工事用道路の計画作成、村道の橋梁点検、県道28号線等の被災状況調査を実施しました。



被災地の現況調査(南阿蘇村)



橋梁の点検状況(南阿蘇村)

被災地の早期復旧へ 国土交通省 四国地方整備局

災害対策機械を派遣

支えに！



大規模崩壊箇所での土砂撤去作業状況
2016.4.26撮影

4月15日より、被災地への支援として、災害対策用のヘリコプター「愛らんど号」、遠隔操縦式バックホウ2台、衛星通信車1台を現地に派遣、早期応急復旧に向け、熊本県阿蘇郡南阿蘇村等において、上空からの被災状況調査、大規模道路崩壊箇所等の土砂撤去、災害対策本部との通信支援を実施しました。



高松空港より現地に向け飛び立つ「愛らんど号」



南阿蘇村にて通信支援を行う「衛星通信車」

TEC-徳島パネル

TEC-徳島（徳島県緊急災害対策派遣チーム）の活動

◎TEC-徳島「熊本地震支援」の経緯

熊本地震は最大震度7の2回の地震により、宅地や家屋に甚大な被害が発生した。
徳島県は熊本県からの要請を受けて、TEC-徳島から、「建築物判定班」と「宅地判定班」を熊本県に派遣しました。

◎派遣状況

- 建築物判定班(被災建築物応急危険度判定士)
派遣期間 平成28年4月19日(火)～5月2日(月)
派遣人数 計12名のべ60人・日派遣
- 宅地判定班(被災宅地危険度判定士)
派遣期間 平成28年4月22日(金)～5月23日(月)
派遣人数 計30名のべ147人・日派遣

◎活動状況



出発式



宅地判定班



建築物判定班




TEC-徳島 帰県(5月23日)

◎TEC-徳島とは

県内や他の都道府県で発生した地震や風水害などの大災害発生時において、被災した市町村や他の都道府県等から「専門的な知識を必要とする職員の支援」を要請された場合、「県の技術職員」を「緊急的」に被災地に派遣して、技術的な支援を行うためのチームです。
要請があれば、速やかに職員を派遣できるよう、各専門分野ごとにあらかじめ職員を登録しています。

TEC-徳島（徳島県緊急災害対策派遣チーム）の活動

被災宅地危険度判定とは…

災害対策本部が設置されるような、大規模な地震または大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し**住民の安全を確保**することを目的としています。

◎判定の概要



- 1 擁壁の被害状況の調査
- 2 宅地の被害状況の調査
- 3 各被害状況の詳細(亀裂の幅等)を調査
- 4 判定ステッカーの掲示



被災宅地危険度判定の結果は、「赤、黄、青」の判定ステッカーを見やすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを識別できるようにします。
判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法についての簡単な説明、二次災害防止のための処置、判定結果についての問い合わせ先も記入します。

※簡易判定とは…
熊本地震における被災宅地危険度判定は、膨大な数の被災宅地を調査しなければならないため、短期間で調査を完了することは困難です。そのため、危険度の高い箇所を重点的に行うことを目的に「赤、黄、青」のほか、「簡易黄」、「簡易青」の簡易調査を取り入れた判定が実施されています。

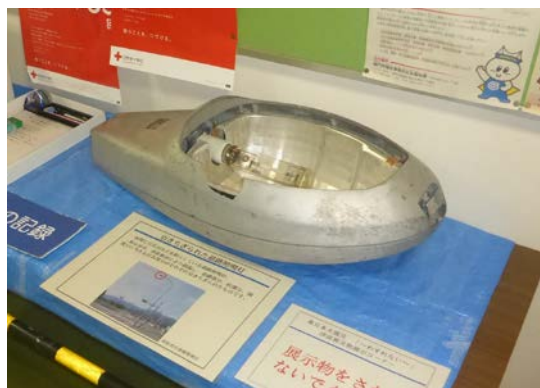
③東日本大震災の津波により被災した道路附属物等（例）



津波被害に遭った補助標識「通学路」



津波到達時の時刻で止まった小学校の時計



引きちぎられた道路照明灯



損傷した小型標識「駐車禁止」